

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18
TEL. (075) 864-3336
FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

スポット

休日減らして計画年休付与？ 賃金同額でも補償の義務発生

最初に、実務上の問題をひとつご紹介します。従業員が交通事故に遭ったことがあるという人事労務担当の方なら、あるいはご存知かもしれませんが。しかし、初耳という方も多いでしょう。

「交通事故で働けない期間、年休を使ったら、自賠責の休業補償を受けられるのでしょうか？」。標準的な回答は、「年休を使った時点で賃金の損失はありません。しかし、後日、年休が足りなくなるおそれもあるので、年休を使用した場合も賃金支払いがなかったと同様、休業日数に含めて補償します」といった感じのようです。

なぜこの話を持ち出したかというと、今国会提出予定の労基法改正案

の中に「年休の強制付与」が盛り込まれる見込みだからです。

法改正の建議では、「正社員の16%が年休を1日も取得していない実態にあるため、付与日数10日以上の上労働者については、会社が5日（ただし、自己申請分と計画年休分は差し引く）を強制付与するものとする」という仕組みを提言しています。

たとえば、飲食チェーン等では、店長クラスがほとんど休みなく出勤しないと、人のやり繰りができないと聞きます。「5日を強制的に休ませる」のは、なかなか厳しいというケースもあるでしょう。

そこで、「計画年休分は5日からカットできる」という部分に着目して、対策を考える経営者も出てきま

す。会社の公休日や5日減らす代わりに、その5日について「年休の計画的付与を行う」という協定を結びます。

結果として、「実際に休める日数は変わらないし、年休だから賃金も保障されている。問題はないだろう」というわけです。

そこで最初の話に戻りますが、年休を充当し、残日数が減った分について、本人は補償を求める権利があるという点を忘れてはいけません。そのほか、5日出勤日を増やして、1日8時間、週40時間（年間2085・7時間）の枠に収まるかといった問題等々も発生します。

2015

4

最低賃金の減額特例

知って得する



賃金実務

最賃法では、「使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、減額した最賃額を適用する」旨、定めています（第7条）。

以前は、一定事由に該当する労働者については「適用除外」する規定でしたが、平成20年の改正法施行により、「減額特例」に改められています。

ですから、障害者等であっても、労働者であるかぎりには、最賃法の適用を受けます。つまり、最賃法は、「すべての労働者（特定最賃では18歳未満の者など一部例外あり）」を対象とする建前に変わっています。

最低賃金は、すべての労働者に適用するのが原則です。そうはいっても、障害等により100%の（健常者レベルの）労働を提供できない場合もあり得ます。一定の理由に該当するときは、行政官庁の許可を得て、「減額した最賃額」を適用できます。複雑な仕組みをマスターしましょう。

減額特例が認められるのは、次の5種類の労働者です。

- ① 精神・身体の障害により著しく

障害・軽業務等で申請 労働能率に応じて調整

労働能力の低い者

- ② 試の使用期間中の者

- ③ 一定範囲の職業訓練を受ける者

- ④ 軽易な業務に従事する者

- ⑤ 断続的労働に従事する者

許可を受けようとするときは、

許可申請書（前記の区分に応じて

1号から5号まであります）を、所轄労基署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければいけません。労働者が身体障害者手帳等を所持しているときは、その写しを添付します。

どの程度、減額できるかは、5区分に応じて定められています。

精神・身体障害者については、健常労働者（対象労働者）と比較した労働能率に応じて減額可能とされています。

ここでいう対象労働者とは、

また、労働能率の低下は障害に

関連して生じたものでなければいけません。たとえば、パソコンのオペレータが車いすを使用しているも、労働能率にさほどの影響はないはずです。

仮に、障害者の労働能率が対象労働者の70%だったとしましょう。この方に適用される最低賃金が800円の場合、減額申請は最大限で30%になります。

800円×0.3=240円ですから、減額特例適用後の最低賃金は560円となります。

減額する額に端数が出たときは、切捨て処理する必要があります。

たとえば、最低賃金が755円とします。755円×0.3=226.5円の場合、減額できる

額は226円です。四捨五入・切捨てにより227円を使うと、減額幅が30%を超えてしまうので、違法となります。

(755-227)÷755=69.9%

「同一または類似の業務に従事する労働者であって、最賃と同程度の以上の額の賃金が支払われているものうち、最低位の能力を有するもの」をいうと定義されています。「健常者の平均」ではない点に、注意が必要です。